

国民年金だよ



国民年金保険料後納制度について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、納めることができます。保険料は1カ月分から納付できます。

この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。また、不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

審査にはお時間がかかることがありますので期限内に余裕をもってお早めにお申し込みください。

後納制度を利用できるのは、次のような方です。

- ① 20歳以上60歳未満の方で、過去5年以内に納め忘れた期間(免除以外)や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に保険料の納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく、任意加入中の方
- ※老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

平成28年6月から平成29年3月までの後納保険料額と納付期限について

- ・後納をご利用いただく際は、後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
 - ・後納保険料は、「当時の保険料額+加算額」です。
- (※表参照 ①+②+③)
- ・後納保険料を納付した場合、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額	納付期限
平成23年度	15,740円	15,020円	720円	6月分：平成28年6月30日 7月分：平成28年7月31日 8月分：平成28年8月31日
平成24年度	15,430円	14,980円	450円	平成29年3月31日
平成25年度	15,250円	15,040円	210円	
平成26年度	15,250円	15,250円	加算なし	

2年以内の国民年金保険料について

国民年金保険料は翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れがある方は、2年以内の保険料も納めていただきますようお願いいたします。

また、2年以内の保険料が未納となっている方に対する納付督促(電話・文書・戸別訪問)および保険料の収納業務は、民間委託を実施しています。

年金の受給資格の短縮について

老後の年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)は、消費税10%への引上げ時に25年から10年に短縮される予定です。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 電話34-2121内線413
 日本年金機構 旭川年金事務所
 電話0166-72-5002